

6月20日「世界難民の日」を迎えるにあたっての会長談話

明日、6月20日は「世界難民の日」です。この日は、元々アフリカ統一機構難民条約の発効を記念する「アフリカ難民の日」でしたが、世界中で難民問題への関心を高める目的で、2000年12月4日の国際連合総会で、毎年6月20日を国際的な「世界難民の日」とすることが決議されました。

「難民」とは、人種、宗教、国籍、政治的意見、または特定の社会集団に属することを理由に迫害を受けるおそれがあるという恐怖を有するため、自国を追われた人のことをいいます（難民条約第1条A(2)）。自ら望んで自国を離れての生活を選択した「移民」の人とは異なり、生きるためにやむなく自国を離れざるを得なかった難民の方々の生活は、極めて不安定です。

2025年末の時点で、世界には紛争や迫害によって故郷を追われた人々が1億1780万人いるとされ、たくさんの人々が住み慣れた土地や家族を失い、将来に対する希望も持てずにいます。そのうち自国に残ることすら出来なかった難民の方々は4160万人に上るとされており、このような人々に必要な保護を与えることは、日本も批准している難民条約上の義務とされています。

しかし、日本の2025年の難民認定率は、難民認定申請者数11,298人に対して187人と、およそ1.65%でした。諸外国と同じ難民条約上の難民該当性を判断しているにも関わらず、これは2024年の難民認定率が70.0%のカナダ、57.7%のアメリカ、42.4%のイギリスなどと比較しても、桁違いどころではない差です。この格差は、日本政府が、難民条約の要件の一つである「迫害を受けるおそれ」について、迫害を受ける人が迫害主体から個別的に把握されていることを要すると極端に狭く解釈している実情などから生じたものです（「ウクライナ避難民保護を名目とする入管法改定案の再提出に反対する会長声明」（2022年6月2日付））。

このような日本における難民認定制度の運用に対し、当会は、これまで、「政府提出の入管法改定案の強行採決に反対し、廃

案を求める会長声明」（2023年6月8日付）をはじめとした会長声明及び意見書などを通じたメッセージの発信、「世界難民の日」に合わせて関東弁護士会連合会が実施している無料法律相談会の共催、難民申請中の方々の実情について参加者と共に考えるシンポジウムの実施、特定非営利法人国連UNHCR協会との協定書の締結など、難民の方々の基本的人権を擁護するため様々な観点から積極的な活動を続けてきました。

しかしながら、入管法改定により3回目以上の難民認定申請者を強制的に送還できる制度になって以降、昨年はいわゆる「国民の安全・安心のための不法滞在者ゼロプラン」が実行され、本年5月にはその「強化推進パッケージ」が公表され、さらには難民認定申請者において数ヶ月毎に支払う必要のある在留資格更新手数料の上限が大幅に引き上げられるなど、著しく低い難民認定率はそのままに、難民申請者の置かれた状況は厳しさを増しています。

これに対して適切な声を挙げていくことこそ、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする弁護士の職責であり、先日も「在留審査手数料の値上げ等に関する出入国管理及び難民認定法改定に反対すると共に慎重な審議を求める会長声明」（2026年5月26日付）を発信しました。このような厳しい情勢だからこそ、「世界難民の日」をきっかけに、1人でも多くの方が、共に社会で暮らす難民や難民認定申請者の方々の声に耳を傾け、その厳しい境遇に思いを馳せ、歩み寄っていただければと思います。

当会は、今後も、難民の方々に寄り添い、適切な法的保護が与えられるべく、難民認定制度の改善に向けた活動を続けていきます。

2026(令和8)年6月19日
東京弁護士会 会長 石原 修

「国旗の損壊等の処罰に関する法律案」に反対する会長声明

1 はじめに

2026(令和8)年6月16日、自由民主党、日本維新の会、国民民主党及び参政党は、「国旗の損壊等の処罰に関する法律案」（以下「本法案」という。）を衆議院に共同提出し、同26日、本法案は衆議院内閣委員会で可決された。本法案は、国旗及び国歌に関する法律に定める国旗として用いられていると社会通念上認められる有体物について、自己所有物を含め、人に著しく不快または嫌悪の情を催させるような方法により、公然と損壊、除去または汚損する行為を処罰し、2年以下の拘禁刑または20万円以下の罰金を科すものとされる。

しかし、本法案は、憲法第19条（思想及び良心の自由）、第21条第1項（表現の自由）及び第31条（適正手続の保障）等の人権を侵害するおそれが大きいものであるとともに、そもそも立法事実は存在せず、制定の必要性は存しないものである。

2 憲法第19条（思想及び良心の自由）及び第21条第1項（表現の自由）を侵害するおそれ

国旗への敬意や愛着は、一人一人の自由な心から生まれるものであり、国家が刑罰によって作り出すものではない。刑罰で

「国旗を大切にせよ」と迫ることは、国旗及びそれが象徴するものへの敬意を、心の内面にまで事実上強制するものである。

国旗を大切に思う人がいることは当然である。他方で、国や政府への批判、反対者・少数派の表現も保護されなくてはならない。国旗を尊重する自由があるのと同じく、国旗に複雑な思いを抱き批判的な表現をする自由も保障されるべきである。本法案は、国旗を尊重する表現は許す一方、国旗を批判的に扱う表現は罰するというものであり、表現の内容・観点に着目した規制そのものである。特に、他人所有の国旗を壊す行為は器物損壊罪等で対処でき、公的行事や施設の混乱も威力業務妨害罪や施設管理権等で対応できる中で、本法案を提案するというのは、自己所有の国旗を用いる批判的な表現行為を狙い撃ちするものというべきである。

表現内容に基づく規制は、民主主義の土台を傷つけるため、憲法上、最も厳しく審査されなければならない。規制が正当化されるには、真にやむを得ない規制目的が存在し、規制が当該目的の必要最小限度の達成手段として厳密に設定されていることが必要である。

この点、提出者側は、本法案の立法目的を「国旗を大切に思

う国民感情」の保護であると説明する。しかし、国旗にどのような感情を抱くか、国を思う気持ちをどのように表現するかは、個人によって異なる。ある特定の感情を「一般的」もしくは「国民感情」として国家が選別し、これに反する表現を刑罰で排除すれば、多数派の感情を理由に少数派の表現を抑え込むことになりかねず、自由な民主主義国家としての日本のあり方が変質してしまう。成熟した自由な社会では、不快な表現には刑罰ではなく反論や議論で向き合うべきである。

このように、「国旗を大切に思う国民感情」という法益の保護は、真にやむを得ない規制目的とはおよそ評価できず、憲法第19条及び第21条第1項を侵害するおそれが大きい。

3 罪刑法定主義に反し、憲法第31条（適正手続の保障）を侵害するおそれ

本法案は、「人に著しく不快又は嫌悪の情を催させるような方法」に当たるかを、客観的事実の総合考慮により判断し、憲法上の自由・権利に留意すると規定されている。しかし、「人に著しく不快又は嫌悪の情を催させる方法」という基準は、人によって受け止め方が異なる曖昧なものであり、判断に当たり客観的事実を総合考慮するとしても、最終的に社会通念により判断するものになる以上、「著しく不快又は嫌悪」という評価が多数者の感覚に引き寄せられてなされる危険をはらむものである。また、「不当」性の判断を第一次的には捜査機関や訴追機関に委ねるものであり、「著しく不快又は嫌悪」との評価が捜査や身柄拘束、訴追の端緒となる条文として構成されている以上、国旗の損壊等を伴う芸術表現や抗議行動、市民の政治的発言等の萎縮を招くおそれが大きい。さらに、本法案を足掛かりに、国旗損壊以外についても、権力や秩序への反抗を底流にする様々な表現を規制対象とすることにつながりかねない。附則がインターネット利用や損壊後の国旗の公然陳列等を将来の検討対象としていることも、この懸念を強める。しかも、憲法上の自由・権利に留意するとの規定を置いても、捜査・訴追・裁判の対象となること自体が表現を萎縮させるのであって、表現内容に対する著しい規制であることに変わりはない。また、3年を目途に、

国旗を大切に思う国民感情を保護するのに必要かつ十分なものとなっているかなどを検討するとの附則の内容は、国家による監視の宣言であるとも評価できるものである。人々が互いの表現を監視し、自由な意見表明を控えるような社会を招いてはならないのである。

本法案は、明確性の原則に反し、適正手続の保障を定める憲法第31条に反するおそれが大きい。

4 立法事実の不存在

「国旗損壊罪」創設の理由として、刑法第92条で、外国国旗の損壊等が処罰されるのに対して、自国国旗を損壊等しても処罰されないことを取り上げ、「外国国章損壊罪のみ存在する矛盾を解消する」ことが挙げられる。しかし、外国国章損壊罪は、刑法第2編第4章の「国交に関する罪」の中に置かれているとおり、我が国の外交作用の円滑・安全等を考慮して、かかる行為を処罰することとしたものであり、本法案とは保護法益を異にするのであるから、何ら矛盾は存しない。

1999（平成11）年に、「国旗及び国歌に関する法律」が制定されたが、その際、政府は答弁書の中で、国旗及び国歌の法制化に当たり、国旗の掲揚等に関し義務付けを行うようなことは考えておらず、また、国旗の損壊等を新たに刑罰の対象とすることは考えていない、旨回答していた（1999（平成11）年6月11日内閣総理大臣小渕恵三答弁書（内閣衆質145第31号））。

以降、今日に至るまで、国旗の損壊行為が社会に蔓延し、治安・法秩序が危機に瀕している事実も存せず、立法事実はない。

5 結語

以上のとおり、本法案は、思想・良心の自由及び表現の自由を侵害し、明確性の原則にも反し、自由な言論空間における議論を通じての民主主義の基盤を失わせかねないものであって、憲法上到底許されない。当会は、健全な民主主義に必要な不可欠な自由で多角的な議論の確保を求め、本法案に強く反対する。

2026（令和8）年6月30日
東京弁護士会 会長 石原 修

個人情報保護法改正案につき慎重審議を求める会長声明

2026（令和8）年5月26日、個人情報保護法改正案が衆議院を通過した。現在、参議院で審議中である。これはいわゆる「3年ごと見直し」といわれるものであり、デジタル技術の急速な進展に伴い、個人情報を含むデータの利活用に対する需要と個人の権利利益の保護を両立させるために必要な見直しである。

改正案について、経済的誘因のある大量の個人情報の取扱いによる悪質な違反行為を実効的に抑止するために課徴金制度を導入し、16歳未満の者が本人である場合に同意取得や通知等について当該本人の法定代理人を対象とすることを明文化する点などは評価できる。

しかし、AI開発等を含む統計作成等について、本人同意を不要とする等の特例（改正案第30条の2第1項）を設けることは、提供元が保有する氏名・住所といった個人識別情報や人種・信条・病歴などの要配慮個人情報を何ら加工せずに提供することを認めるものであり、個人の権利利益を侵害するおそれを高めるものである。

このような特例が導入されると、個人識別性のある状態で、本人同意なく、広範囲にデータが取得・分析・突合され、プロファイリングやスコアリングに利用されて、これが個人に当てはめ・評価されることによって、新たな差別やプライバシー侵害を引き起こすおそれがある（衆議院の附帯決議5項も、「広告の閲覧履歴や商品の購入履歴等から信条等の機微な情報を推知する等の精度の高いプロファイリングの手法が普及している」ことを挙げる。）。少なくとも個人識別性を無くす加工をすることを義務付けるべきである。

改正案では、統計作成等特例が適用される統計情報等の範囲（改正案第2条第13項）が法文上必ずしも明確でなく、作成された統計情報等自体の取扱いに関する規制もなく、個人の権利利益の侵害を引き起こすおそれに対する配慮が極めて不十分である。これらについては委員会規則等ではなく、法律で定めるべきである。

また、改正案は、病院などによる学術研究目的での個人情報の取扱いに関し、従前は学術研究機関に該当しないとされてい

た病院や診療所等も「学術研究機関等」に含まれることを明示する（改正案第16条第9項）として、診断・治療の方法に関する臨床症例の分析や研究に資することを目指している。医療情報については、医療の発展のための利活用の必要性が否定できない一方、ゲノム情報等取扱いの態様によっては本人のみならず家族等の権利利益への深刻な侵害を招来する危険性が高いという特質を有することから、このような部分的な対応では不十分である。医療分野の個人情報保護法を立法して対応すべきである。

デジタル化の進展により、データ化された個人情報は、大量に保存でき、移転・分析が容易となった一方で、本人が知らな

いうちに漏えいし、名簿業者等の手に渡って、特殊詐欺などの犯罪に利用されることも増えている。

このような社会状況において、法律による実効的な歯止めがないままAIの開発促進のために要配慮個人情報を含む個人情報の利活用の拡大を認める改正案は、市民の不安に応えるものになっているとはいえない。参議院においては、デジタル社会における個人情報の蓄積・漏えい・悪用の危険性を踏まえた改正案となるよう慎重な審議を求める。

2026(令和8)年7月3日

東京弁護士会 会長 石原 修

国選弁護・付添制度の基礎報酬及び各種弁護費用の抜本的改善を求める会長声明

刑事裁判及び少年審判は、国家権力により人の自由という重大な基本的人権を制限する手続である。近年、袴田事件や大川原化工機事件などの深刻なえん罪事件が後を絶たず、捜査機関側の鑑定の信用性を争う事案も多いことから、えん罪防止の生命線として、科学的・専門的検証は必要不可欠である。その一翼を担う国選弁護人や非行少年の付添人の役割はますます高まっている。令和3年時点で被疑者の86.6%、鑑別所収容少年の70.6%に国選弁護人・付添人が選任されており、本制度は司法の中核的な社会インフラである。しかし、長期にわたる構造的欠陥により持続可能性に大きな問題が生じている。

1 東京が置かれている実情

東京では、多言語事件、サイバー犯罪、「闇バイト」を契機とする「匿名・流動型犯罪グループ(トクリュウ)」による重大犯罪など、犯罪の多様化・専門化が極めて顕著である。それに伴う証拠量の膨大化や公判前整理手続への対応などで弁護人・付添人に求められる職責は劇的に重くなっている。

また、高等裁判所と最高裁判所が存在するため、全国の多種多様な事件が集まってくるところ、控訴(抗告)・上告(再抗告)事件には様々な意味で対応困難な事件が多く含まれている。

それにもかかわらず、裁判員裁判等の特殊な事件を除き、国選弁護人は原則「1件1名」しか選任されず、国選付添人も多くの場合1名しか選任されず、重大事件においても1人の弁護士が過大な労力と責任を背負っている。

2 経済的コストに見合わない著しく低廉な国選報酬

国選弁護・付添報酬は日本司法支援センター発足から約20年間ほとんど据え置かれ、標準的な事件でも数万～十数万円程度にとどまっている。

この間、最低賃金は約1.6倍となり物価も高騰した。特に東京では事務所賃料などの固定経費が高騰しており、熱心に国選弁護・付添事件を行うほど経費を差し引いた実質的報酬が目減りし、弁護士の「自己犠牲」なしには成り立たない構造的欠陥が露呈している。

3 不合理な報酬体系

現行の報酬体系は、弁護人・付添人が尽くした多大な労力や獲得した成果を正当に評価していない。いくつか例を挙げると、①被疑者段階では、基準接見回数を超えて熱心に接見を重ねても加算額が逡減される、②被告人段階では、追起訴加算は事件数に関わらず1回のみに制限され、公判加算報酬も極めて廉価、被告人段階の接見は何回・何時間重ねても接見回数に応じた手当てが全く存在しない、通訳を要する事件でも加算は存在し

ない、一審の否認事件では加算は存在しない、③国選付添事件では、追送致加算はなく、審理加算報酬は極めて廉価であり、少年との面会は何回・何時間重ねても面会回数に応じた手当てが全く存在しない、通訳を要する事件でも加算は存在しない、否認事件でも加算は存在しない、④被疑者・被告人の家族等関係者との密な連絡調整、再犯防止・社会復帰に向けた福祉専門職と連携した環境調整などにいくら時間と労力を費やしたとしても報酬に一切反映されない、⑤国選付添人の場合は環境調整加算があるものの、不処分または保護観察処分とならない限り加算されず、かつ、加算される場合でも労力に到底見合わない低廉な金額にとどまっている。

現行の報酬体系は、熱心に活動する者が自らの多大な負担において国選弁護制度を維持するという極めて不合理な状況を招いている。

4 国家予算配分における著しい立ち遅れと弁護士会独自の援助の限界

このような状況は、国選弁護・国選付添を積極的に受任しようとする弁護士の減少を招きかねず、担い手が確保できなくなれば、最終的に不利益を被るのは市民全体である。

弁護士会は会費を原資に、刑事記録の謄写や当事者鑑定費用などの援助制度を構築して国の予算不足を埋めてきたが、その財政には自ずと限界があり、これらは本来すべて国費で賄われるべきものである。

しかし、国家予算が115兆円から120兆円規模へと膨張する中、国選業務の予算は年間160億円前後と国家予算のわずか「0.01%台」にすぎない。他分野の予算が拡充される一方で、人権保障を支える経済的基盤は著しく立ち遅れている。

5 結論

以上の状況に鑑み、2003年の「国選弁護人の報酬引下げに反対し、大幅な増額を求める会長声明」から20年以上が経過した今、当会は、国会、政府、法務省、財務省及び日本司法支援センターに対し、司法予算全体を大幅に拡充した上で、以下の措置を速やかに講じるよう強く求める。

- (1) 国選弁護・付添事件の基礎報酬の実情に見合った大幅な増額
- (2) 各種弁護費用の全額公費化
- (3) 定期的かつ機動的な報酬・費用水準の見直しが可能な制度の導入

2026(令和8)年7月21日

東京弁護士会 会長 石原 修